



2023年2月10日

各 位

会 社 名 **株式会社ADワークスグループ**
代表者名 代表取締役社長 CEO 田中 秀夫
(コード番号：2982 東証プライム)
問合せ先 専 務 取 締 役 CFO 細谷 佳津年
電話番号 03-5251-7641

当社大規模買付ルール（買収防衛策）の更新について

企業価値及び株主共同の利益の維持・向上に向けた取組みとして、2019年11月29日開催の株式会社エー・ディー・ワークスの臨時株主総会において、単独株式移転により設立する完全親会社、株式会社ADワークスグループの大規模買付ルールの継続導入のご承認をいただきましたが、本日当社取締役会において、当該大規模買付ルールを更新することを以下のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

本ルールの更新につきましては、現行ルールの有効期間の満了に伴い、2023年3月28日開催予定の第3期定時株主総会に付議し、出席株主の皆様のご賛同を得て承認可決されることを条件といたします。また、基本的な内容は既に導入している大規模買付ルールと同一ですが、継続更新に当たって、大規模買付ルールに関して、以下の諸点を変更しております。

- ① ルールの対象者
- ② 提供いただく情報の内容
- ③ 対抗措置の発動事由
- ④ 対抗措置の基本的な内容の明確化

記

1. 本ルールの必要性及び目的

■ 「大規模買付ルール」に関する考え方

当社は、「株主の皆様による適正な判断に委ねるための手続きの確保」を目的とした大規模買付ルールを備えておくことは、経営者の受託者責任の一つと考えております。

当社株式の買付けは、原則として、自由に行われるべきものであり、また、当社の企業活動の活性化や株主共同の利益確保・向上につながる限り、株式の大量取得自体を冒頭から否定するものではありません。一方、大規模買付行為を行う者（以下、「大規模買付者」といいます）によって当社の基本的、抜本的且つ重要な経営戦略、又はそれを推進する経営体制に関する提

案が行われた場合、その提案を受け入れるかどうかは、その時点におけるすべての株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであり、最終的には、個々の株主の皆様の自由なご意思によって判断がなされるべきであるとの考えを前提としております。

もっとも、大規模買付者による当社に対するそれらの提案の全てが当社の企業価値及び株主共同の利益の維持・向上につながるものとは限らず、当社の企業価値を毀損し、株主共同の利益に反することとなる可能性も否定できません。さらには、当該提案を受け入れるか否かの決定により、将来的な当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益が大きく左右されるといっても過言ではありません。

こういった事態に見舞われた際に、株式の保有割合が高く、一定の影響力を有する一部の株主だけではなく、個々のすべての株主の皆様において、当該提案が真に当社の企業価値及び株主共同の利益の維持・向上に資するのかどうかをご自身の責任において適切にご判断いただくためには、既存のすべての株主の皆様が、必要且つ十分な情報に基づき、相当期間熟慮の上で、最終的な結論を出すことができるようにすることが重要であります。当社取締役会は、そのための備えが必要であるとの観点から、当社において現行ルールを更新が必要であると判断いたしました。

■コーポレートガバナンス・コードの考え方からの観点

コーポレートガバナンス・コードは、その原則1－5において「買収防衛の効果をもたらすことを企図してとられる方策は、経営陣・取締役会の保身を目的とするものであってはならない。その導入・運用については、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。」と明記し、濫用を戒めております。一方、経営者が株主からの受託者責任を遂行するためには、継続的に中長期的に企業価値の向上をはかり、株主共同の利益の維持・向上をはかることが求められます。

当社は2022年4月1日付で「(改訂)コーポレートガバナンス・コードに対する当社ガイドライン(方針及び取組み)」(以下「コーポレートガバナンス・ガイドライン」といいます)を公表しておりますが、原則1－5において、「当社が採用している大規模買付ルールは、直接、買収防衛の効果をもたらす設計ではなく、その是非を株主の皆様による適正な判断に委ねるための手続きの確保を目的としたものであります。このようなルールを備えておくことは、大規模買付者以外の株主の皆様にも等しく情報を共有し透明化することで、株主の皆様の権利を平等に確保することとなるため、本原則の趣旨に則したものであり、また、取締役会として当然の責務であると考えております。」と表明しております。

■資本政策からの観点

また、コーポレートガバナンス・ガイドラインの序章5.「資本政策と資本コストの考え方」において、当社の目指すべき企業規模をガイダンスとして表明し、その内容は、時価総額 350

～400億円、純資産額250億円、連結従業員数200名としております。当社の中長期的な企業経営の観点からは、ガイダンスで示した規模感へ至る成長過程において、資金需要に応じて柔軟にエクイティ・ファイナンスの検討、実施を必要とすることがあります。

過去、株式会社エー・ディー・ワークスにおいて、既存のすべての株主の皆様を上場新株予約権を割り当てて資金の調達を行うという、ライツ・オファリングの手法を用いましたが、すなわちそれは発行済株式総数に応じた相当数の新株予約権が発行されて、当該新株予約権は取引市場で自由に買付けが可能となるということであり、とりもなおさず、一時的に大規模買付行為が実行されやすい環境があるということでもあります。

エクイティ・ファイナンスの実施は、「企業価値の向上に資すること」（出典：2014年10月日本取引所自主規制法人「エクイティ・ファイナンスのプリンシプル」第1のプリンシプル）が大切であり、当社取締役会は、エクイティ・ファイナンスの際に企業が株主の皆様にお示した企業価値向上が、短期的・投機的な大規模買付者によって毀損させられることがあってはならないと考えています。また、当社取締役会は、短期的・投機的な大規模買付者によって株主の皆様が被りうる不利益を考慮すれば、大規模買付者による提案が、真に当社の企業価値及び株主共同の利益の維持・向上に資するのかどうかを株主の皆様ご自身の責任においてご判断いただかなければならないと考え、株主の皆様ご自身の判断に委ねるための手続きを確保することが必要であり、また経営の責任でもあると考え、現行ルール趣旨を維持しながら適切に更新することが、当社において必要であると考えました。

以上のとおり、当社取締役会は、当社に対する大規模買付行為が前述の見解を具体化した一定の合理的なルールに従って行われることが、当社及び当社株主全体の利益に合致すると考え、事前の情報提供等に関する一定の大規模買付ルールを維持・継続することが必要であると判断するに至りました。

本ルールによって、前述のとおり当社が一層の成長を目指すにあたっての環境が整備されるとともに、株主の皆様において平等に株主の権利の行使として、当該提案が当社の企業価値及び株主共同の利益を高めるものか、損ねるものかをご判断いただくことが可能となることから、当社は、本ルールがコーポレートガバナンス・コード基本原則1に掲げる「株主の権利・平等性の確保」に資するものであり、また、そのご判断いただく機会を確保することが、コーポレートガバナンス・コード基本原則4にいう「取締役会等の責務」に該当するものであると考えております。なお、現在、当社が大規模買付者による買収提案をはじめとした提案等を受けている事実（その兆候も含めて）はございません。

本ルールは一般的なものであり、特定の大量保有者（大規模買付ルールの対象となる、又は対象となると見込まれる買付者又は当社株主をいいます。以下同じです。）のみを意識したものではありませんが、現在の大量保有者にも、この大規模買付ルールが適用されます。（ご参考：大規模買付ルールについてのフローチャートを記載）

2. 大規模買付ルールの一合理性

(1) 買収防衛策に関する指針及び東京証券取引所規則の要件を完全に充足していること

本ルールは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）、企業価値研究会が2008年6月30日付で発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」並びに東京証券取引所の「企業行動規範に関する規則」における買収防衛策の導入に係る遵守事項（開示の十分性、透明性、流通市場への影響、株主の権利の尊重）、及び有価証券上場規程を充足しています。

(2) 企業価値及び株主の共同の利益の確保及び向上の目的をもって導入されていること

本ルールは、前述1.「本ルールの必要性及び目的」に記載したとおり、当社の株式に対し大規模買付行為が行われる場合に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かについて、当社取締役会の代替案を含め大規模買付者の提案を十分に検討するために必要な情報と相当の期間を確保することで、株主の皆様一人一人が当該提案に関し、適切な判断を行えるようにすることにより、当社の企業価値及び株主の共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

現行ルールは、2019年11月29日開催の株式会社エー・ディー・ワークス臨時株主総会において、単独株式移転により設立する完全親会社、株式会社ADワークスグループにおける大規模買付ルールの導入を、有効期間3年としてお諮りして、株式会社エー・ディー・ワークスの株主の皆様からご承認を得たものであります。

そして、その有効期間は3年とし、有効期間が満了となる定時株主総会ごとに、株主総会の場において、株主の皆様のご承認を得ることとしています。なお、本ルールの有効期間の途中であっても、当社株主総会において本ルールを廃止する旨の決議が行われた場合には、本ルールを廃止することができます。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

特別委員会が当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、特別委員会の判断の概要を株主の皆様へ情報開示することにより、本ルールの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(5) 合理的な客観的要件の設定

本ルールは、合理的且つ客観的な要件、すなわち、当該大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく低下させると合理的に判断される場合（例えば、①真に当社の

経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社又は、当社関係者に引き取らせる目的であると判断される場合、②当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密、主要取引先や顧客等を買付提案者やそのグループ会社に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的があると判断される場合、③当社の経営を支配した後に当社の資産を買付提案者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的があると判断される場合、④当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けを目的としていると判断される場合、⑤強圧的二段階買付け（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付け条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）を予定して当社株式の大規模買付行為を行う等、当社の株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあると判断される場合、⑥買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の後における当社グループの顧客、取引先、従業員その他の当社グループに係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑みて不十分又は不適当な買付け等と判断される場合、⑦いわゆる反社会的勢力、又はかかる勢力が支配・関与する個人・団体による大規模買付行為と判断される場合、⑧大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針及び事業計画が著しく不合理であると判断される場合、⑨大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針及び事業計画が当社取締役会の経営方針及び事業計画（大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針及び事業計画に対する代替案を含みます。）に著しく劣ると判断される場合、に当たらなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(6) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本ルールは、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないいわゆるデッドハンド型の買収防衛策ではありません。また、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期については1年とする予定であり、且つ解任要件を加重しませんので、過半数の株式を取得しても経営権を取得するために時間を要するいわゆるスローハンド型の買収防衛策ではございません。

3. 当社の企業価値及び株主共同の利益の維持・向上に向けた取組み

(1) 当社の企業理念及び事業

【企業理念】

ADWG グループは、
しなやかに変化しながら、独創の価値を生み出し提供することによって、

人と社会の活力ある発展に貢献します。

【ステートメント】

しなやかに変化し 独創の価値を生み出す

【行動規範】

～しなやかに変化し、自らを高め続けるために～

1. お客様視点に立ち、ゴールに向かってやり抜いているか
2. 自身にふさわしい“リーダーシップ”を発揮しているか
3. 自己理解のもと、人と組織への影響の輪を広げているか
4. 現状を幅広く見据え、展開を創造的に見通しているか
5. 正しいことに向き合い、揺るぎなく自己統制しているか

① 企業理念について

当社グループの企業理念の根幹にある価値観は、「しなやかに変化し、独創の価値を生み出し提供する」ことにあります。

「しなやかに変化する」とは、

- ・既存の価値観に固執せず積極果敢に新しい価値観を取り込むこと
- ・変化をいとわず変化の中にこそ勝機を見出せること
- ・柔軟な軌道修正や大胆な創造的破壊ができ、それらに応じて自らを再定義できること

「独創の価値を生み出し提供する」とは、

- ・既成概念にとらわれることなく、顧客ニーズの本質を見極め、そこに一步でも近づける商品サービスの創造と提供を追求し続けること
- ・顧客の要望に応えるだけでなく、確信をもってその本質に顧客を導くこと

当社グループが企業理念に謳う「しなやかに変化しながら、独創の価値を生み出し提供する」という価値観は、当社グループの黎明期でこそ“生き残る術”でありましたが、“成長を支える人と組織のあり方”へ、更に“未来に受け継ぐべき企業文化”へと着実に進化しております。この価値観を実践することで、当社グループが果たす使命は、事業を通じて人と社会の活力ある発展に貢献することです。

当社グループは、創業以来、130年超の期間において、当初は染物業とその技術の海外輸出をもって、また近年においては収益不動産とそれを取り巻く付加価値の組み合わせの提供によって、この使命を果たし続けてまいります。

② 第1次中期経営計画（Breakthrough2023）で目指す姿

当社は、2021年5月13日付で「第1次中期経営計画」（2021年12月期～2023年12月期）を発表いたしました。その中で目指す将来に向けて次の4点を掲げております。

「SDGs経営」の推進

- ・主力の収益不動産販売事業は、「社会資本である不動産のポテンシャルを目利き力と商品企画力で最大化する」という社会的意義を有する

- ・収益不動産販売事業の積極拡大をもって、不動産市場でのESG投資の広がりに寄与し、まずはそれを通じて「SDGs経営」を推進する

「複利の経営」への転換

- ・これまでは、売上高や経常利益など「額」を増やす経営、また経常利益率など「率」を高める経営を推し進めてきた
- ・投下資本が生み出す利益を重要視する「利回りの経営」、さらに再投資のリターンを長期継続する「複利の経営」に転換する

「プライム市場」への上場(上場維持基準の充足)

- ・「第1次中期経営計画」を推進し、「プライム市場」上場維持基準を充足させる

「5年後3割」への通過点

- ・DXによる革新、ファイナンス・アレンジメント事業、CVC事業を通じた新たな価値創造、持株会社体制を活用したM&A・資本提携・業務提携を加速する
- ・“脱”不動産事業収益の割合を「5年後3割」に到達させる長期目標に向け、通過点の3ヶ年として積極的に機会獲得を行う

その上で、次の3つの基本方針を明確化するとともに、それぞれに対応した12の重点施策を決定のうえ、鋭意推進しております。

I. 資本効率を高め、超過利潤を生み持続的に向上させる経営を目指す

- ・現在、ROIC(投下資本利益率)がWACC(加重平均資本コスト)を下回る状況であるが、2023年12月期にこれを逆転させて超過利潤を生み、さらに持続的に向上させる

II. 外部資源を積極活用し、創造性と先進性に富んだ組織力を育む

- ・DXなど高速展開する最新の知見を取り込むために、持株会社体制のもと、ファイナンス・アレンジメント事業、CVC事業によって先鞭を付け、M&A、資本提携、業務提携など外部資源の積極活用で変化に対応する

III. 顧客の対象を拡張し、商品・サービスを広く提供する

- ・個人富裕層顧客を主軸としつつ、顧客の裾野を拡げネットも活用して幅広い投資需要に応えるとともに、個人だけでなく事業法人や機関投資家へと対象顧客を拡張する

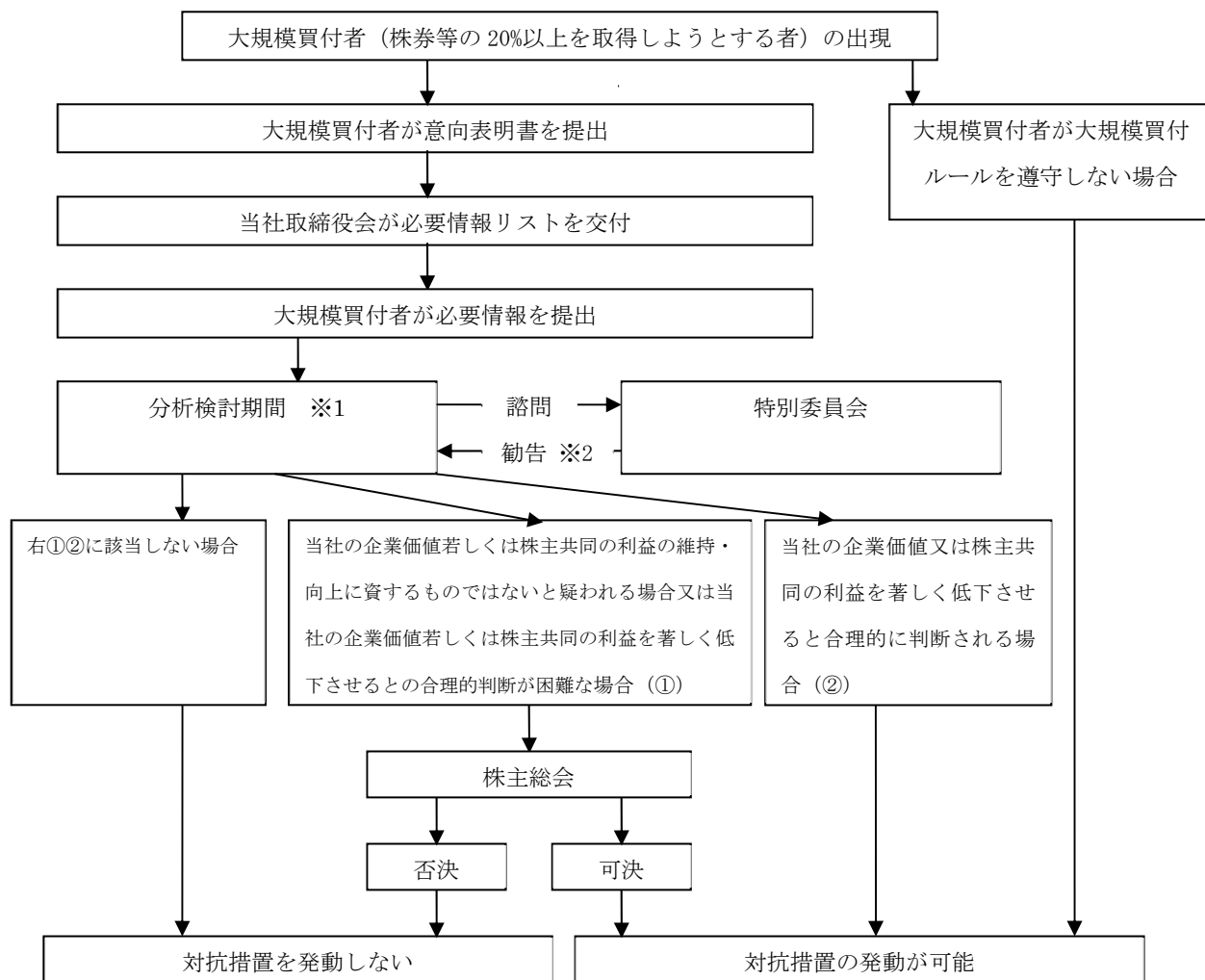
第1次中期経営計画の副題である“Breakthrough2023”とは、このような「突破せねばならないいくつもの壁」を真正面から見据え、それを超えることで成長を遂げたい、そして超過利潤を生み出し、持続的にそれを拡大できる企業グループに革新したいという強い意志を込めたものであります。

「しなやかに変化し、独創の価値を生み出す」という企業理念を、自らの行動で示し、株主・投資家の皆様に当社グループの企業価値の向上を実感いただけるよう全力で推進してまいります。

以上

【大規模買付ルールについてのフローチャート】

本チャートは、あくまで大規模買付ルールに対する理解に資することのみを目的として作成されています。大規模買付ルールの詳細については、大規模買付ルール本文をご参照下さい。



※1 分析検討期間は原則として、90 営業日以内としますが、当社取締役会は必要がある場合には、30 営業日を上限として延長します。

※2 特別委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の発動が適当か否か及び発動の適否の判断が困難な場合において最終的に株主意を確認するのが適当であるか否かを勧告し、当社取締役会は、この勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動に関して決議を行います。

別 紙

大規模買付ルール

株式会社ADワークスグループ

2023年3月28日更新（予定）

1. 大規模買付ルールの目的

当社は、当社に対して大規模買付行為を行う者（以下、「大規模買付者」といいます）からの提案が行われた場合に、当該提案を受け入れるか否かは、最終的には各株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えます。当社取締役会は、当社に対する大規模買付行為が、一定の合理的なルールに従って行われることが、当社及び当社株主全体の利益に合致すると考え、事前の情報提供等に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定することとしました。

■「大規模買付ルール」に関する考え方

当社は、「株主の皆様による適正な判断に委ねるための手続きの確保」を目的とした大規模買付ルールを備えておくことは、経営者の受託者責任の一つと考えております。

当社株式の買付けは、原則として、自由に行われるべきものであり、また、当社の企業活動の活性化や株主共同の利益確保・向上につながる限り、株式の大量取得自体を冒頭から否定するものではありません。一方、大規模買付行為を行う者（以下、「大規模買付者」といいます）によって当社の基本的、抜本的且つ重要な経営戦略、又はそれを推進する経営体制に関する提案が行われた場合、その提案を受け入れるかどうかは、その時点におけるすべての株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであり、最終的には、個々の株主の皆様の自由なご意思によって判断がなされるべきであるとの考えを前提としております。

もっとも、大規模買付者による当社に対するそれらの提案の全てが当社の企業価値及び株主共同の利益の維持・向上につながるものとは限らず、当社の企業価値を毀損し、株主共同の利益に反することとなる可能性も否定できません。さらには、当該提案を受け入れるか否かの決定により、将来的な当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益が大きく左右されるといっても過言ではありません。

こういった事態に見舞われた際に、株式の保有割合が高く、一定の影響力を有する一部の株主だけではなく、個々のすべての株主の皆様において、当該提案が真に当社の企業価値及び株主共同の利益の維持・向上に資するのかどうかをご自身の責任において適切にご判断いただくためには、既存のすべての株主の皆様が、必要且つ十分な情報に基づき、相当期間熟慮の上で、最終的な結論を出すことができるようにすることが重要であります。当社取締役会は、そのための備えが必要であるとの観点から、当社において現行ルールの更新が必要であると判断いたしました。

■コーポレートガバナンス・コードの考え方からの観点

コーポレートガバナンス・コードは、その原則1－5において「買収防衛の効果をもたらすことを企図してとられる方策は、経営陣・取締役会の保身を目的とするものであってはならない。その導入・運用については、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。」と明記し、濫用を戒めております。一方、経営者が株主からの受託者責任を遂行するためには、継続的に中長期的に企業価値の向上をはかり、株主共同の利益の維持・向上をはかることが求められます。

当社は2022年4月1日付で「(改訂)コーポレートガバナンス・コードに対する当社ガイドライン(方針及び取組み)」(以下「コーポレートガバナンス・ガイドライン」といいます)を公表しておりますが、原則1－5において、「当社が採用している大規模買付ルールは、直接、買収防衛の効果をもたらす設計ではなく、その是非を株主の皆様による適正な判断に委ねるための手続きの確保を目的としたものであります。このようなルールを備えておくことは、大規模買付者以外の株主の皆様と等しく情報を共有し透明化することで、株主の皆様の権利を平等に確保することとなるため、本原則の趣旨に則したものであり、また、取締役会として当然の責務であると考えております。」と表明しております。

■資本政策からの観点

また、コーポレートガバナンス・ガイドラインの序章5.「資本政策と資本コストの考え方」において、当社の目指すべき企業規模をガイダンスとして表明し、その内容は、時価総額350～400億円、純資産額250億円、連結従業員数200名としております。当社の中長期的な企業経営の観点からは、ガイダンスで示した規模感へ至る成長過程において、資金需要に応じて柔軟にエクイティ・ファイナンスの検討、実施を必要とすることがあります。

過去、株式会社エー・ディー・ワークスにおいて、既存のすべての株主の皆様を上場新株予約権を割り当てて資金の調達を行うという、ライツ・オファリングの手法を用いましたが、すなわちそれは発行済株式総数に応じた相当数の新株予約権が発行されて、当該新株予約権は取引市場で自由に買付けが可能となるということであり、とりもなおさず、一時的に大規模買付行為が実行されやすい環境があるということでもあります。

エクイティ・ファイナンスの実施は、「企業価値の向上に資すること」(出典：2014年10月日本取引所自主規制法人「エクイティ・ファイナンスのプリンシプル」第1のプリンシプル)が大切であり、当社取締役会は、エクイティ・ファイナンスの際に

企業が株主の皆様にお示しした企業価値向上が、短期的・投機的な大規模買付者によって毀損させられることがあってはならないと考えています。また、当社取締役会は、短期的・投機的な大規模買付者によって株主の皆様が被りうる不利益を考慮すれば、大規模買付者による提案が、真に当社の企業価値及び株主共同の利益の維持・向上に資するのかどうかを株主の皆様ご自身の責任においてご判断いただかなければならないと考え、株主の皆様判断に委ねるための手続きを確保することが必要であり、また経営の責任でもあると考え、現行ルールの趣旨を維持しながら適切に更新することが、当社において必要であると考えました。

以上のとおり、当社取締役会は、当社に対する大規模買付行為が前述の見解を具体化した一定の合理的なルールに従って行われることが、当社及び当社株主全体の利益に合致すると考え、事前の情報提供等に関する一定の大規模買付ルールを維持・継続することが必要であると判断するに至りました。

本ルールによって、前述のとおり当社が一層の成長を目指すにあたっての環境が整備されるとともに、株主の皆様において平等に株主の権利の行使として、当該提案が当社の企業価値及び株主共同の利益を高めるものか、損ねるものかをご判断いただくことが可能となることから、当社は、本ルールがコーポレートガバナンス・コード基本原則1に掲げる「株主の権利・平等性の確保」に資するものであり、また、そのご判断いただく機会を確保することが、コーポレートガバナンス・コード基本原則4にいう「取締役会等の責務」に該当するものであると考えております。なお、現在、当社が大規模買付者による買収提案をはじめとした提案等を受けている事実（その兆候も含めて）はございません。

本ルールは一般的なものであり、特定の大量保有者（大規模買付ルールの対象となる、又は対象となると見込まれる買付者又は当社株主をいいます。以下同じです。）のみを意識したものではありませんが、現在の大量保有者にも、この大規模買付ルールが適用されます。（ご参考：大規模買付ルールについてのフローチャートを記載）

2. 大規模買付ルールの内容

(1) 大規模買付ルールの対象

大規模買付ルールの対象となる者は、①特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、②結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる行為、又は③上記①若しくは②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、(i)当社の株券等の取得をしようとする特定株主グループが、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当

該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注4）を樹立するあらゆる行為（注5）であって、(ii)当社が発行者である株券等につき当該特定株主グループと当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような行為（いずれについても当社取締役会が同意したものを除くものとし、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。このような買付行為を、以下、「大規模買付行為」といいます。）、を行おうとする者です。ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した大規模買付行為は、大規模買付ルールの適用対象からは除外いたします。

(2) 情報提供

まず、当社取締役会が必要と判断した場合、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下、「本情報」といいます。）を提供していただきます。その項目は以下のとおりです（ただし、以下項目に限られるものではありません。）。

- ①大規模買付者及びそのグループ（主要な株主又は出資、重要な関係会社、共同保有者、準共同保有者、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。以下同じとします。）の概要（資本構成の詳細、事業内容、過去3年の財務内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ②大規模買付者及びそのグループが保有する当社が発行する全ての有価証券（金融商品取引法第2条第2項に規定する有価証券をいいます。以下同じとします。）の保有状況、過去60日間において大規模買付者及びそのグループが行った当社有価証券にかかる全ての取引（デリバティブ取引、貸借取引及び担保取引を含みます。）の状況（取引の性質、価格、取引の場所及び方法、取引の相手方を含みます。）及び当社有価証券に関して大規模買付者及びそのグループが締結した全ての契約、取決め及び合意（口頭によるものも含み、またその履行の可能性を問いません。）、合意の予定がある場合にはその予定している合意の種類、契約の相手方及び対象となっている当社株式の数量等の具体的な内容
- ③過去10年以内の投融資の詳細、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」といいます。）第26条第1項に規定される「外国投資家」への該当性の有無及びその根拠となる情報
- ④大規模買付者及びそのグループの内部統制システムの具体的な内容及び当該

システムの実効性の有無及び状況

- ⑤大規模買付行為の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為の後における当社の株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等（金融商品取引法第 27 条の 26 第 1 項、同法施行令第 14 条の 8 の 2 第 1 項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第 16 条に規定する重要提案行為等を意味します。）を行うこと。その他の目的がある場合には、その旨及び概要を含みます。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）、方法及び内容（大規模買付行為による取得を予定する当社の株券等の種類及び数、大規模買付行為の対価の額及び種類、大規模買付行為等の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性ならびに大規模買付行為の実行の可能性等を含みます。）
- ⑥大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対して金融商品取引法第 27 条の 26 第 1 項に定義される重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じとします。）の有無、並びに意思連絡が存する場合にはその具体的な態様及び内容
- ⑦当社株式の買付対価の算定根拠及びその算定経緯（算定の前提事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー及びディスシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称及び当該第三者に関する情報、意見の概要並びに当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- ⑧当社株式の買付資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑨当社の経営に参画した後に想定している経営方針、経営者候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策及び資産活用策等
- ⑩大規模買付行為の完了後に実施を予定する当社の企業価値を継続的かつ安定的に向上させるための施策及び当該施策が当社の企業価値を向上させることの根拠
- ⑪当社の株主（大規模買付者及びそのグループを除きます。）、当社グループの従業員、取引先、顧客等の利害関係者に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容
- ⑫大規模買付者及びそのグループと当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑬大規模買付者及びそのグループと反社会的勢力ないしテロ関連組織との関

係の有無（直接的であるか間接的であるかを問いません。）及び関連性が存在する場合にはその内容に関する情報

⑭大規模買付者及びそのグループが過去5年間に行った企業買収、資本提携等の実績（当該企業買収、資本提携等の相手方企業の具体的名称・事業内容、当該企業株主、資本提携等の実行までの経緯、実行後の相手方企業の業績の変化及び相手方企業において実現したシナジーの具体的内容等の情報を含みます。）

⑮大規模買付者及びそのグループに対し、当該大規模買付により最終的に経済的な利得を得ることを目的として、資本金、出資金等名目の如何を問わず買付資金を供給している個人、法人、団体の住所、名称等の概要、大量買付行為のために投下した資本の回収方針、その他当社取締役会及び独立委員会が合理的に必要であると判断する情報

本情報の具体的内容は大規模買付行為の内容によって異なることもありますので、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、

- i 大規模買付者及びそのグループの名称、住所又は本店所在地
- ii 過去10年の経歴、過去10年以内における法令違反行為の有無及びその内容
- iii 大規模買付者及びそのグループの代表者及び役員の氏名、過去10年の経歴、過去10年以内における法令違反行為の有無及びその内容
- iv 大規模買付者及びそのグループの事業目的及び事業の内容
- v 大規模買付者及びそのグループの大株主及び大口出資先（出資割合上位10位。実質株主の概要。）
- vi 国内連絡先
- vii 外国法人の場合は設立準拠法
- viii 主要な出資先の名称、本店所在地、事業内容及びその主要な出資先に対する持株割合又は出資割合
- ix 提案する大規模買付行為の概要

を明示した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただくこととし、当社代表取締役は、かかる意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本情報のリストを当該大規模買付者に交付します。なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本情報が揃うまで、追加的に情報提供を求めます。大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本情報は、原則として適時に、その

全部又は一部を開示します。

なお、意向表明書及び本情報その他大規模買付者が当社又は当社代表取締役等に提出する資料又は請求における使用言語は日本語に限ります。

(3) 情報の検討及び意見表明等

次に、当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し本情報の提供を完了した後、取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として、90 営業日（ただし、当社取締役会は、対価の相当性や買付提案の合理性の判断が困難である等の必要がある場合には、この期間を、30 営業日を上限として延長することができます。この場合、延長期間と延長理由を開示します。）をいただきます。当社が、取締役会評価期間を 90 営業日と定めている理由は、次のとおりです。まず、当社は、第 1 次中期経営計画で公表しているとおり、既存事業である不動産事業を太く強くする施策の他、“脱”不動産事業を具現化する施策に積極的に取り組み、その一環として、持株会社体制の活用その他、CVC（コーポレート・ベンチャー・キャピタル）事業の活用という施策を講じています。そして、当社は、CVC 事業の活用の一環として既に複数の新規投資を実行しておりますところ、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合、当社においては、大規模買付行為の目的等や、大規模買付者が当社の経営に参画した後に想定している経営方針が当社に適合するか否かを審査するのみならず、CVC 事業における当社の投資先の現在価値、今後の成長見通し等を評価した上で、大規模買付者が当社の経営に参画した後に想定している経営方針が CVC 事業に与える影響、とりわけ当社が構築してきた CVC 事業が将来的に当社にもたらし得る価値が、経営方針の変更によって毀損されないことのないかについても慎重に判断する必要があります。そして、この検討に当たって、当社取締役会は、自社のみならず、CVC 事業の各投資先との間でも意見交換、協議したうえで、将来の見通しも踏まえて検討して意見をとりまとめる必要があります。このような事情を踏まえると、当社取締役会の評価期間は、相応の時間が必要となります。また、当社グループが長い社歴を有し、当社グループの営む事業が、不動産業において幅広いビジネスを展開しており、かつ、全国各地に加え海外にも事業展開していることから、当社取締役会は、大規模買付者及び買付提案の評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案を、株主、取引先、顧客等の利害関係者との関係、事業に関連する諸法令の規制、従業員の雇用などを勘案して、慎重に進めていく必要があります。大規模買付行為の企業価値に与える影響を慎重に検討する必要があります。

当社取締役会は、取締役会評価期間中、提供された本情報を十分に評価・検討

し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。

この際の、取締役会の意見としては、①対抗措置の発動を行う、②対抗措置の発動を行わない、③株主意思の確認のための株主総会を招集する、のいずれかになります。すなわち、大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合の対抗措置発動の要件については、後記3.(2)に記載のとおり、当該大規模買付行為が当社の企業価値又は当社株主共同の利益を著しく低下させると合理的に判断される場合ですが、そのように取締役会が判断した場合には、取締役会は、①対抗措置発動の意思決定をします。これに対し、取締役会として、当該大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく低下させるか否か判断することが困難である場合に、③株主意思を確認するための株主総会招集の決定をします。そして以上のいずれにも該当しない場合に、②対抗措置の発動を行わないとの決定をいたします。

なお、取締役会の前記判断においては、特別委員会の勧告（後記4.）を最大限尊重して取締役会決議を行い、公表します。

また、当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

(4) 株主総会

当社取締役会は、株主意思を確認するための株主総会を招集する旨の決定をした場合には、具体的な対抗措置の内容を決定したうえで、直ちにその旨を公表し、速やかに株主総会を招集して、当該具体的対抗措置の発動の要否に関する議案を付議します（ただし、実務上の手続等を勘案して、既に開催することが予定されている株主総会において付議することが、より迅速且つ適切であると判断する場合には、当該総会において議案を付議します。）。

なお、取締役会の前記判断においては、特別委員会の勧告（後記4.）を最大限尊重して決議を行います。

(5) 大規模買付行為の開始可能時期

大規模買付行為は、当社取締役会が新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に関する決議を行うまでの間、又は、株主総会において対抗措置の発動の要否に関する議案が付議される場合には当該株主総会において対抗措置の発動に関する議案が否決された後にのみ開始することができるものとし、それまでの間は、大規模買付行為をすることはできません。

(6) 企業価値を低下させる大規模買付行為に該当しないと判断した場合

当社取締役会は、前記(3)の評価・検討の結果、あるいは、それ以前であっても、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく低下させる買付けには該当しないと判断した場合は、対抗措置を発動しない旨を直ちに決議し公表します。

3. 大規模買付行為への対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが順守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律（対抗措置時の施行後法令を含みます。）及び当社定款が認めるものを行行使し、大規模買付行為に対抗する場合があります。具体的にいかなる手段を講じるかについては、差別的な行使条件・取得条項等が付いた主たる条件が下記の内容の新株予約権の発行又は当社取締役会がその時点で最も適切と判断したものを選択するものとし、その決定にあたって、当社取締役会は、特別委員会に諮問して得た勧告（後記4.）を最大限尊重いたします。

記

i 本件新株予約権の数

当社取締役会が定める数とします。

ii 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本件新株予約権1個の割合で、本件新株予約権を無償で割り当てます。

iii 本件新株予約権の無償割当ての効力発生日

本件新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

iv 本件新株予約権の目的である株式の数

本件新株予約権1個当たりの目的である当社株式（将来、当社が種類株式発行会社となった場合においても、①本件新株予約権の行使により発行される当社株式及び②本件新株予約権の取得と引換えに交付する株式は、いずれも当社が株主総会開始時において現に発行されている株式（普通株式）と同一の種類を指します。「社債、株式等の振替に関する法律」の規定がある同法第128条第1項に定める振替株式となります。）の数は、別途調整がない限り1株とします。

v 本件新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本件新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本件新株予約権の行使に際して出資される財産の当社1株当たりの価額は、1円を下限とし、当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、本件新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本件新株予約権無償割当て決議に先立つ過去90日間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとしたします。

vi 本件新株予約権の行使期間

本件新株予約権の無償割当ての効力発生日又は本件新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日とし、1か月間から6か月間までの範囲で、本件新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

vii 本件新株予約権の行使条件

次の（ア）から（カ）までに定める者（以下「非適格者」と総称します。）は、原則として本件新株予約権を行使することができません。

（ア） 特定大量保有者（注6）

（イ） （ア）の共同保有者

（ウ） 特定大量買付者（注7）

（エ） （ウ）の特別関係者

（オ） 上記（ア）から（エ）までに定める者から本件新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け又は承継した者

（カ） 上記（ア）から（オ）までに該当する者の関連者（注8）

また、外国の適用法令上、本件新株予約権を行使することにより所定の手続が必要とされる非居住者（以下「非居住者」といいます。）も、原則として本件新株予約権を行使することができません。ただし、非居住者の保有する本件新株予約権も、適用法令に抵触しないことが確認されることを条件として、下記ix（イ）のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。

viii 本件新株予約権の譲渡制限

本件新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとしたします。

ix 本件新株予約権の取得事由

（ア） 当社は、本件新株予約権の行使期間の初日の前日までの間、当社の取締役会が別途定める日の到来日をもって、いつでも全ての本件新株予約権を無償で取得することができます。

(イ) 当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する未行使の本件新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本件新株予約権 1 個につき（別途調整がない限り）当社普通株式 1 株を交付することができます。

また、当社は、かかる取得がされた日以降に、本件新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日から後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本件新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本件新株予約権 1 個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、以後も同様とします。

(ウ) 当社は、本件新株予約権の無償割当ての効力発生日以降の日で当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者が有する本件新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、取得に係る本件新株予約権と同数の新株予約権で非適格者の行使が原則として認められないものとされているもの（注 9）を対価として交付することができます（なお、非適格者が有する本件新株予約権自体の取得の対価として金銭を交付することは予定しておりません。）。また、当該交付される新株予約権については、一定の取得条項が規定されることがあり、その他の詳細については、本件新株予約権無償割当て決議において定めるものといたします。

(エ) その他当社が本件新株予約権を取得することができる場合及びその条件については、本件新株予約権無償割当て決議において別途定めるところによるものとします。

x 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

本件新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。

xi 新株予約権証券の発行

本件新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

xii その他

その他の本件新株予約権の内容は、別途本件新株予約権無償割当て決議において定めるところによるものとします。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合、当社取締役会は、仮に当該

大規模買付行為に反対であったとしても、代替案の提示、大規模買付者との交渉、当社株主の皆様への説得等を行う可能性はあるものの、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置をとることはいたしません。

もっとも、大規模買付ルールが順守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値又は当社株主共同の利益を著しく低下させると合理的に判断される場合、たとえば、

- ①真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社又は当社関係者に引き取らせる目的であると判断される場合
- ②当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密、主要取引先や顧客等を買付提案者やそのグループ会社に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的があると判断される場合
- ③当社の経営を支配した後に当社の資産を買付提案者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的があると判断される場合
- ④当社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けを目的としていると判断される場合
- ⑤強圧的二段階買付（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付け条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うこと）を予定して当社株式の大規模買付行為を行う等当社の株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあると判断される場合
- ⑥買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の後における当社グループの顧客、取引先、従業員その他の当社グループに係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑みて不十分又は不適當な買付け等
- ⑦いわゆる反社会的勢力、又はかかる勢力が支配・関与する個人・団体による大規模買付行為
- ⑧大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針及び事業計画が著しく不合理であると判断される場合
- ⑨当社取締役会の経営方針及び事業計画（大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針及び事業計画に対する代替案を含みます。）に著しく劣ると判断される場合

には、当社取締役会は、当社の企業価値及び当社株主の皆様の利益を守るために、対抗措置を発動することがあります。なお、当社取締役会は、上記対抗措置の発

動にあたり、特別委員会から当該措置の発動により当社株主に著しい不利益が生じることがないなど相当性が認められるとの勧告を受けるものとします。

ただし、上記の対抗措置は、当該大規模買付行為が当社の企業価値又は当社株主共同の利益を著しく低下させると合理的に判断される場合に発動するものであり、大規模買付者の意図がこれらに形式的に該当することのみを理由として対抗措置を発動しないものとします。

また、取締役会として、当該大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく低下させるか否か判断することが困難である場合には、株主意思を確認するための株主総会招集の決定をし、株主総会において、対抗措置の発動が株主の皆様にご承認いただいた場合にも、株主の皆様の意思に基づき対抗措置が発動されることとなります。

(3) 対抗措置発動の停止等について

前記(1)又は(2)において、大規模買付行為に対して、当社取締役会又は株主総会が具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者から当社取締役会に対して大規模買付行為の変更又は代替案の提示があった場合は、その内容が大規模買付ルールを順守しているのか、当社の企業価値又は当社株主全体の利益を損なうか否かについて十分に検討した結果、対抗措置の発動が適切でないとは判断したときは、対抗措置の発動により生じる株主の皆様の権利の確定前であり、且つ株主の皆様の利益を損なわない場合に限り、当社取締役会は、対抗措置の発動の停止又は変更等を行うことがあります。

なお、当社取締役会は対抗措置の発動の停止又は変更等の要否につき、特別委員会に諮問を行い、その要否に係る決定を行うにあたって、特別委員会の勧告（後記4.）を最大限尊重して決議を行います。

4. 特別委員会への諮問手続

当社取締役会は、大規模買付者から本情報が提供された場合、速やかに取締役会から独立した組織として設置される特別委員会に本情報を上程し、当社取締役会に対して対抗措置の発動が適当か否か、あるいは発動の適否の判断が困難なので最終的に株主意思を確認するのが適当であるか否かを諮問します。

特別委員会は、当社取締役会からの諮問に基づき、外部専門家の助言を受けるなどしながら意見を取りまとめ、当社取締役会に対して対抗措置の発動が適当か否か、あるいは発動の適否の判断が困難なので最終的に株主意思を確認するのが適当であるか否かを勧告し、当社取締役会は、この勧告を開示したうえで、この勧告を最大限尊重して、対抗措置を発動するか否か又は株主意思を確認するため

の株主総会の招集に関して決議を行います。なお、当社取締役会が委員会に諮問して勧告を受けるまでの期間は、前記2.(3)に定める取締役会評価期間に含まれます。なお、現在の特別委員会の委員の略歴は末尾（添付資料）のとおりです。

5. 株主・投資者に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主・投資者に与える影響等

大規模買付ルールの導入時点においては、新株予約権の発行等の法的な措置は講じられませんので、株主の皆様の権利関係に変動は生じませんし、株価形成を歪めることもありません。

なお、前記3.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを順守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なります。当社としても、十分な情報開示に努めますが、当社株主及び投資者の皆様におかれましても、当社の情報開示並びに大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資者に与える影響等

当社取締役会は、当社株主の皆様（当社の企業価値又は株主共同の利益を低下させる買付を行う者を除きます。）が格別の損失を被り又は株価形成を歪める類型の対抗措置の発動を想定しておりません。

当社取締役会が対抗措置を発動することを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って、株主の皆様が万一の不測の損失を被ることを防止すべく適時適切な開示を行います。

(3) 対抗措置発動の停止時等に株主・投資者に与える影響等

取締役会が対抗措置として新株予約権の発行を決議した後に、その停止又は変更、すなわち当該新株予約権の発行の中止又は新株予約権の内容（例えば、割当数）の変更を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じないか、又は希釈化率が変更しますので、当社株式の価値について一定の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

当社取締役会が対抗措置の発動の停止又は変更等を決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って、株主の皆様が万一の不測の損失を被ることを防止すべく適時適切な開示を行います。

(4) 対抗措置の発動に伴って株主の皆様に必要なとなる手続

当社が対抗措置として新株予約権を発行したときは、割当基準日における最終

の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、当該新株予約権の行使請求書その他当該新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。対抗措置発動要件を充足すると判断された大規模買付者を含む特定株主グループに属する者については、当該新株予約権を行使することができませんが、それ以外の株主の皆様は、権利行使期間内に当該新株予約権の行使を行う場合には、新株予約権行使請求書等を提出した上、所定の行使価格相当額の金銭を払込取扱場所に払い込むことにより、当社株式の発行等を受けることになります。

また、当社取締役会が当該新株予約権の一部を当社の株式と引き換えに取得する場合には、当社取締役会が別途定める取得日をもって、対抗措置発動要件を充足すると判断された大規模買付者を含む特定株主グループに属する者以外の株主の皆様は、行使価格相当額の金銭を払い込むことなく、当社による当該新株予約権取得の対価として、当社株式の発行等を受けることになります。

上記のほか、割当方法及び払込方法の詳細につきまして、対抗措置として新株予約権の発行に関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して適時に開示又は通知いたしますので、その内容をご確認下さい。

6. 大規模買付ルールの見直し

大規模買付ルールの更新は 2023 年 3 月 28 日の第 3 期定時株主総会でご承認を得ることを条件とします。そして、その有効期間は 3 年とし、有効期間満了後は、以後の定時株主総会以降 3 年以内に終了する最終の事業年度に係る定時株主総会ごとに、当社の株主の皆様のご承認を得ることとします。

なお、大規模買付ルールは、当社株主総会において本ルールを廃止する旨の決議が行われた場合のほか、当社取締役会決議により廃止することができるものとします。

当社取締役会は、企業価値・株主価値の維持・向上の観点から、会社法その他企業防衛に関わる法改正、司法判断の動向や分析等を踏まえ、今後必要に応じて大規模買付ルールを変更若しくは廃止し、又は新たな対応策等を導入することがありますが、その場合には、改めて当社の株主の皆様のご承認を得ることとします（ただし、軽微な変更の場合を除きます）。

注 1 特定株主グループとは、当社の株券等（金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第 27 条の 23 第 1 項に規定する保有者をいい、同条第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第 27 条の 23 第 5 項に規定する共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）並びに当社の株券等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第 27 条の 2 第 7 項に規定する特別関係者をいいます。）、また、これらの者と合理的に疑われる者を意味します。

注 2 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i) 特定株主グループが当社の株券等（金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第 27 条の 23 第 4 項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、同項に規定する当該保有者の共同保有者の保有株券等の数も計算上考慮されるものとします。）又は(ii) 特定株主グループが当社の株券等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の大規模買付者及びその特別関係者である場合の当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（同法第 27 条の 2 第 8 項に規定する株券等保有割合をいいます。）の合計をいいます。各株券等保有

割合の算出にあたっては、総議決権数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができます。

- 注3 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。
- 注4 「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定株主グループ及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として行います。
- 注5 本文の③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が特別委員会の勧告を最大限尊重した上で合理的に判断いたします。なお、当社取締役会は、本文の③所定の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることができます。
- 注6 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本件新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものといたします。
- 注7 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本注において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本注において同じとします。）を行う旨の公告を行ったもので、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合として合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本件新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものといたします。
- 注8 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。
- 注9 ただし、一定の場合には、非適格者による当該新株予約権の行使が認められる旨の条件を付すことがあります。具体的には、(i)買付者等が本件新株予約権無償割当て決議後に買付け等を中止若しくは撤回又は爾後買付け等を実施しないことを誓約するとともに、買付者等その他の非適格者が、当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(ii)買付者等の株券等保有割合（ただし、株券等保有割合の計算に当たっては、買付者等やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する当該新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するもの）として当社取締役会が認めた場合が、20%を下回っている場合は、当該処分を行った買付者等その他の非適格者は、その保有する当該新株予約権につき、当該20%を下回る割合の範囲内に限り行使することができることなどが定められることがあります。

以上

(添付資料) 特別委員会の概要等

1. 特別委員会の委員

特別委員会は、当社取締役会からの独立性の確保及び企業経営に関する判断能力の観点から、当社取締役会の過半数の承認を受けた以下の要件を満たす委員3名以上により構成されます。

- ① 独立役員又は役員以外の独立性の要件を満たす者であること
- ② 企業経営についての相当の経験、専門的知識・資格、又は相当の識見を有する者であること

2. 委員の略歴

(1) 当社社外取締役（監査等委員）

田名網 尚氏 1954年9月11日生

1978年4月 千代田生命保険相互会社（現 ジブラルタ生命保険(株)）入社
2001年2月 松井証券(株) 入社
2002年6月 同社 取締役
2004年2月 同社 常務取締役
2005年6月 マネックス・ビーンズ証券(株)（現 マネックス証券(株)）監査役
マネックス・ビーンズ・ホールディングス(株)（現 マネックスグループ(株)）常勤監査役
2007年6月 マネックス証券(株) 取締役
マネックスグループ(株) 取締役
2008年4月 法政大学 兼任講師（現任）
2011年2月 マネックス証券(株) 代表取締役副社長
2013年6月 マネックスグループ(株) 執行役
2017年4月 マネックス証券(株) 取締役副会長
2019年12月 カタリスト投資顧問(株) 監査役（現任）
2020年1月 トビラシシステムズ(株) 社外取締役（監査等委員）（現任）
2020年4月 当社 社外取締役（監査等委員）（現任）
2021年6月 公益財団法人国際人材育成機構 非常勤理事（現任）

(2) 当社社外取締役（監査等委員）

関山 護氏 1949年8月14日生

1974年4月 丸紅(株) 入社
2001年4月 同社 ユーティリティ・インフラ部門長代行 兼 海外電力事業部長
2002年4月 同社 執行役員 ユーティリティ・インフラ部門長
2005年4月 同社 常務執行役員
2006年6月 同社 代表取締役 常務執行役員
2007年4月 同社 代表取締役 専務執行役員
2009年4月 同社 代表取締役 副社長執行役員
2013年4月 同社 副会長

2015年4月 同社 顧問
丸紅パワーシステムズ(株) 会長
2016年5月 一般財団法人フィリピン協会 会長 (現任)
2017年6月 アステラス製薬(株) 社外取締役 (現任)
2020年4月 当社 社外取締役 (監査等委員) (現任)

(3) 当社社外取締役 (監査等委員)

栗井 佐知子氏 1957年5月21日生
1984年7月 米国食肉輸出連合会 日本事務所 入所
1991年1月 エスティ・ローダー(株) (現 ELCジャパン(株)) 入社
1997年3月 日本ロレアル(株) 入社
2004年11月 ゲラン(株) (LVJグループ) 入社
2012年5月 (株)fitfit 入社
2013年5月 ラ・プレリージャパン(株) 代表取締役社長
2019年1月 (株)ニューポート INCOCO事業部 General Manager
(株)ハーベス 天然水事業部 非常勤顧問
2019年6月 (株)エー・ディー・ワークス 社外取締役 (監査等委員)
2020年4月 当社 社外取締役 (監査等委員) (現任)
2020年6月 インフォコム(株) 社外取締役 (現任)
2022年3月 ビーピー・カストロール(株) 社外取締役 (監査等委員) (現任)

特別委員会規則の概要

1. 委員構成

特別委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、又は弁護士・公認会計士・学識経験者・実績ある会社経営者等社外有識者の中から、当社取締役会が選任する委員3名以上で構成される。

2. 任期

特別委員会委員の任期は、3年とする。

3. 特別委員会の権限

- (1) 当社が大規模買付者から提案を受け、特別委員会が当社取締役会から大規模買付者が提出した必要情報の上程を受けた場合、特別委員会は、提案の検討・分析を行い、取締役会が大規模買付者から受領した必要情報の上程を受けてから90営業日以内（ただし、特別委員会は、必要がある場合には、この期間を30営業日に限り延長することができるものとする。）に、当社大規模買付ルールに定める対抗措置の発動の適否、発動の適否の判断が困難なので最終的に株主意思を確認するのが適当であるか否か、対抗措置の発動の相当性等を記載した勧告書を作成し、取締役会に対して、勧告する。
- (2) 対抗措置の発動の要否の勧告に際して、特別委員会は、以下の事項の該当性につき検討・分析し、いずれかに該当すると判断した場合には、取締役会に対して対抗措置の発動を勧告し、いずれにも該当しないと判断した場合には対抗措置の不発動を勧告する。ただし、特別委員会による勧告期限の終了前に、株主総会が開催され、当社大規模買付ルールの廃止が決議された場合若しくは対抗措置の発動を認めない旨の決議がなされた場合、又は取締役会が開催され、当社大規模買付ルールの廃止が決議された場合若しくは対抗措置を発動しない旨の決議がなされた場合には、検討・分析を中止し、取締役会に対する勧告を行わない。
 - ① 大規模買付者が濫用的大規模買付者であること。
 - ② 買付後の経営計画又は事業計画が、著しく不合理であり、大規模買付者による買付後に当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損されることが明らかであること。
 - ③ （取締役会の経営計画又は事業計画が特別委員会に上程された場合で）買付け後の経営計画又は事業計画が、取締役会の経営計画又は事業計画（大規模買付者による買付提案に対する代替案を含む）と比較して、明白に劣っており、大規模買付者による買付け後に当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損されることが明らかであること。
 - ④ その他、大規模買付行為が当社の企業価値又は当社株主共同の利益を著しく低下させることが明らかであると認められる事由が存在すること。
- (3) 特別委員会は、当社取締役会又は株主総会が具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者から当社取締役会に対して大規模買付行為の変更又は代替案の提示があった場合は、当社取締役会の諮問を受け、対抗措置の発動の停止又は変更等の要否につき検討し、その結果を記載した勧告書を作成し、取締役会に対して、勧告する。

4. 特別委員会の決議

特別委員会の決議は、原則として特別委員会委員の全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由がある時は、特別委員の3分の2以上が出席し、その過半数をもってこれを行うことができる。

5. その他

- (1) 特別委員会は、大規模買付者から本情報が提供された場合その他必要あるごとに開催する。
- (2) 特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタント、その他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。
- (3) 特別委員会は、審議又は報告のため、当社の取締役、使用人、会計監査人その他の第三者を特別委員会に出席させることができる。

以上

〈ご参考〉

株式会社ADワークスグループの株式の状況（2022年12月31日現在）

1. 発行可能株式総数 157,150,000 株
2. 発行済株式の総数 48,944,777 株（自己株式 153,587 株を除く）
3. 株 主 数 20,304 名
4. 大 株 主（上位 10 名）

| 株 主 名 | 当社への出資状況 | |
|---|-----------|--------|
| | 持株数 | 持株比率 |
| 田中 秀夫 | 4,914,718 | 10.04% |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 2,615,700 | 5.34% |
| 有限会社リバティハウス | 1,971,600 | 4.03% |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （役員株式報酬信託口・76735 口） | 1,728,900 | 3.53% |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口） | 483,700 | 0.99% |
| 今井 一史 | 436,000 | 0.89% |
| 池上 明夫 | 423,100 | 0.86% |
| SMBC 日興証券株式会社 | 341,690 | 0.70% |
| 菅原 広至 | 235,800 | 0.48% |
| 細谷 佳津年 | 233,988 | 0.48% |

（注）当社は自己株式 153,587 株を保有しており、持株比率は当該自己株式を控除して計算しております。

5. 所有者別株式分布状況（株式数比率）

| 所有者別 | 所有株式割合 |
|----------|--------|
| 金融機関 | 10.38% |
| 金融商品取引業者 | 1.67% |
| その他法人 | 5.43% |
| 外国法人等 | 1.85% |
| 個人・その他 | 80.35% |
| 自己株式 | 0.31% |

以上